

令和8年度牧之原市外国人英語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

1 実施について

- (1) この要領は、令和8年度牧之原市外国人英語指導助手派遣業務（以下、「外国人英語指導助手派遣業務」という。）委託に係る企画提案の募集に関して、参加する事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めたものです。
- (2) 外国人英語指導助手派遣業務委託の事業者の選定については、優秀な外国人英語指導助手（以下、「ALT」という。）が配置され、ALTの研修及び指導管理体制が充実しているだけでなく、牧之原市が示す事業規模、ALT配置計画、学校の年間授業日数及び授業時間等により、業務委託に係る年間業務日数、業務時間、業務内容、教材開発、研究指導等に係る企画提案を総合的に評価し、最も優秀な提案をした事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施します。
- (3) プロポーザルは、牧之原市教育委員会（教育文化部学校教育課）が主体で行うが、事業費、派遣校等は、牧之原市菊川市学校組合教育委員会分を含みます。

2 業務概要等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務委託名 | 令和8年度外国人英語指導助手派遣業務委託 |
| (2) 業務内容 | 令和8年度外国人英語指導助手派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。 |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和11月3月31日まで |
| (4) 事業費 | 82,500千円以内（3年間の総事業費、消費税及び地方消費税含む） |
| (5) 所管課 | 牧之原市教育委員会（教育文化部学校教育課）
〒421-0592 静岡県牧之原市相良275番地
電話番号 0548-53-2645
FAX 0548-53-2657
E-mail gakko@city.makinoohara.lg.jp |

3 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加する事業者は、外国人英語指導助手派遣業務委託の目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある者で、次に掲げる項目を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 牧之原市の入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは、更生手続開始の申し立てがなされていない又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは、再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 本業務委託に関する法令等の許認可を有していること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の滞納がないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人であ

る場合にあってはその役員又は、その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは、第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していること。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは、関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (8) 直近3年以内（令和5年度から令和7年度まで）に、国、地方公共団体において、ALTの業務を受託し、契約を履行し完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年間を経過していること。
- (9) ALTの資格要件等は、外国人英語指導助手派遣業務委託仕様書の「10 ALTの資格要件」を満たしていること。

4 プロポーザルのスケジュール

項目	時期
公告日、実施要領等の掲載	令和7年11月17日（月）
参加表明書の受付期間	令和7年11月17日（月）～令和7年12月3日（水）
質疑書の受付期間	令和7年11月17日（月）～令和7年11月21日（金）
質疑書の回答	令和7年12月1日（月）
参加資格決定通知	令和7年12月5日（金）
企画提案書の受付期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月15日（木）
参加事業者のプレゼンテーション	令和8年1月29日（木）
優先交渉権者の選定及び選定結果通知	令和8年2月中旬（予定）
契約締結	令和8年2月下旬
委託期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日

*都合によりスケジュールが変更となる場合は、参加事業者に連絡します。

5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加表明書	様式第1号
イ 会社概要	様式第2号及び会社概要が確認できるもの（企業理念、業務内容、許認可等）
ウ 商業登記	商業登記簿謄本（発行日より3カ月以内のもの、写し可）
エ 財務諸表	貸借対照表、損益計算書及び変動計算書
オ 納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する所管税務署長が発行する納税証明書（その3の3、発行日より3カ月以内のもの、写し可） ＊牧之原市内業者は上記に加え、市税完納証明書（発行日より3カ月以内のもの、写し可）
カ 印鑑証明書	代表者印の印鑑証明書（発行日より3カ月以内のもの、写し可）
キ 実績	令和5年度から令和7年度までの本業務委託に係る契約実績（様式第3号「外国人英語指導助手派遣業務委託実績」で作成）
(2) 提出部数	各1部（アからキまでの順番に揃えること。）
(3) 提出方法	持参又は郵送（宅配便可）
(4) 提出期限	令和7年12月3日（水）午後5時必着
(5) 提出先	牧之原市教育委員会（教育文化部学校教育課）

6 質疑回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 提出様式	質疑書（様式第7号）
(2) 受付期間	令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金） 午後3時まで
(3) 提出方法	電子メール又はファックス
(4) 回答日	令和7年12月1日（月）
(5) 回答方法	全ての参加申込者宛てに、電子メールにて回答します。

7 参加資格決定通知書

- (1) 市は、事業者から提出された参加表明書等の内容を審査し、令和7年12月5日に参加資格決定通知書（様式第4号）を電子メールにより通知します。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（祝日等を除く）以内に、書面（任意様式）により説明を求めることができます。
市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。なお、期限後は受け付けません。

8 参加辞退

参加表明書の提出又は、参加資格決定通知書を受理した日以降に参加を辞退する場合

は、参加辞退届（様式第8号）を、学校教育課へ事前に電話連絡の上、持参して提出してください。

9 企画提案書等の提出

参加資格決定者は、別紙「提案等依頼事項」に基づき、企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1案とします。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 様式第5号 1部

イ 添付書類 任意様式、カラー印刷 12部

ウ 見積書 様式第6号 1部

(2) 提出期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月15日（木）午後5時まで
※郵送の場合は、令和8年1月15日（木）必着

(3) 提出方法 学校教育課へ事前に電話連絡の上、持参又は、郵送により提出

10 優先交渉権者の選定

市は、審査に当たり、選定委員会において、参加資格決定者から提出された提案書などを基に、選定基準に基づきプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所等の詳細については、参加資格決定者に別途通知します。

提案内容の審査に関して、公平性、透明性、客観性を確保し、幅広い専門的見地からの意見を参考とするため、教員や関係職員により構成。選定委員会は非公開とします。

(1) 評価の基準 評価の基準については、選定基準表（審査表）に示すとおり。

(2) 評価の配点方針 評価項目は、市が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する事項であり、配点はその重みを示すものです。

(3) 評価方法 提案審査に関する評価項目について、原則として表1に示すAからEまでの5段階評価により得点化します。

<表1>

評価	判断基準	得点化方法
A	秀でて優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	標準	各項目の配点×0.50
D	わずかに劣っている	各項目の配点×0.25
E	評価できない	各項目の配点×0.00

(4) 経営状況評価方法 経営状況評価について、経営安全率を基に表2に示すAからCまでの3段階評価により得点化します。

<表2>

評価	判断基準	得点化方法
A	正常	各項目の配点×1.00
B	要注意	各項目の配点×0.50
C	経営難を懸念	各項目の配点×0.00

(5) 優先交渉権方法

価格評価については、見積書（様式第6号）に記載された価格を基に次の算式により得点化します。なお、価格評価点の算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入し、小数第2位までを求めます。

$$\text{価格評価点} = 130 \times (\text{最も低い提案価格} / \text{当該応募者の提案価格})$$

(6) 審査結果の通知

市は選定委員会による審査の結果を踏まえ、提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者1社を決定します。この結果は全て参加資格決定者へ結果を通知します。

通知時期 令和8年2月中旬（予定）

(7) 審査結果の公表

優先交渉権者の決定後、審査結果を市ホームページで公表します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じません。

別紙（9 「企画提案書等の提出」関係）

提案等依頼事項

以下の項目（内容）及び順番に従って、企画提案書を作成してください。

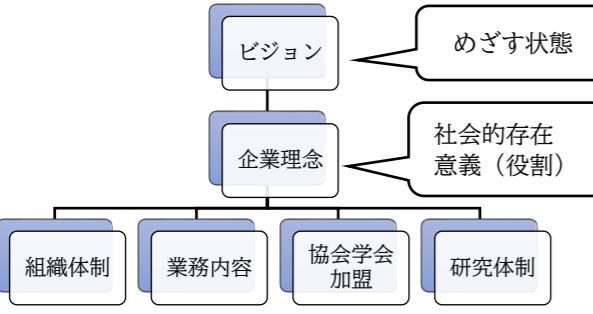
項目、説明	
1 基本事項評価	(1) 会社概要（企業理念、組織体制、業務内容、協会や学会等への加盟、研究体制等） ＊様式第2号（鑑）
	(2) 小学校外国語活動、外国語・中学校英語教育に関する研究体制、英語指導法及び教材等に関する研究体制や取組、成果等
	(3) 公立小中学校のALT業務委託についての契約実績 ＊様式第3号
2 外国人英語指導助手 (ALT) 派遣評価	(1) 採用体制 ア ALTを採用するための組織体制 イ ALTの採用基準 ウ ALTの採用方法 エ ALTの雇用人数と実働人数及び経験年数が1年以上の人数
	(2) 研修体制 ア ALTの研修に係る組織体制 イ ALTの研修期間、スケジュール ウ ALTの研修内容
	(3) 管理体制 ア ALTの労務管理体制（遅刻、セクシャルハラスメント、飲酒運転等の防止等）、服務状況 イ ALTの連絡体制及び労働衛生管理 ウ ALTの勤務評価方法及び内容
	(4) コーディネーター ア 配置 イ 業務内容、役割
	(5) 各業務の効果的な活用提案 ア 年間勤務日数、勤務時間、授業時間等やALTの効果的な活用について、事業者の考え方や具体的な内容 イ 小学校外国語活動、外国語・中学校英語教育の授業におけるALTの活用提案 ウ 児童生徒の英語によるコミュニケーション力の向上を目的としたALTの効果的な活用方法について、事業者の考え方や具体的な内容(予算内で実施できるもの)
	(6) 危機管理体制 ア 危機管理体制の整備状況 イ 事故発生等のトラブル対応体制 ウ 病気等により欠員が生じたときの対応及び中途のALT等の交替
3 提案等評価	本提案等依頼事項について、事業者として新たに付け加えたい事項等がある場合は記述

*提案書の作成について

- (1) 企画提案書は様式第5号を鑑とすること。
- (2) A4版縦・横書きを基本とし、フォント「BIZ UDP ゴシック」とすること。
- (3) フォントサイズは11ポイント以上とし、箇条書き等により読みやすいものとすること。
- (4) 項目1～3ごとに用紙1～3枚（両面記載可）にまとめ、全部で用紙6枚以内とすること。

審査表（提案等依頼事項）

審査員氏名【 】

項目・説明		項目	チェック項目	配点	評価					評価点	
1 基本事項評価	(1) 会社概要（企業理念、組織体制、業務内容、協会や学会等への加盟、研究体制） *様式第2号（鑑） 	企業理念	① 将来ビジョン、社会的存在意義（役割）が明確で、有効か。	30	A	B	C	D	E		
		組織体制	① 理念を実現するための組織体制が整っているか。また、理念を実現させる取り組みがみられるか。 ② ALT派遣業務委託事業を任せられる組織体制となっているか。	50	A	B	C	D	E		
		業務内容	① 理念を実現するための業務内容となっているか。その内容に向上性がみられるか。	40	A	B	C	D	E		
		協会や学会等への加盟	*参考として問い合わせ、評価点はカウントしない。	-	-	-	-	-	-		
2 外国人英語指導助手（ALT）派遣評価	(2) 小学校外国語活動・英語及び中学校英語教育に関する研究体制、英語指導法及び教材等に関する研究体制や取り組み、成果等	研究体制	① 研究可能な組織体制があるか。 ② 現場へのフィードバック、学校現場からの悩み、課題を吸い上げ、改善のフィードバックがなされているか。 ③ PDCAあるいはOODAに反映されているか。	50	A	B	C	D	E		
		(3) ALT業務委託（令和5年度から令和7年度まで）について、公立小中学校等の契約実績 *様式第3号		① 近隣市町、静岡県内、国内での実績はあるか。 *多ければ良いというものではない。	30	A	B	C	D	E	
2 外国人英語指導助手（ALT）派遣評価	(1) 採用体制	ア ALTを採用するための組織体制	① 国内外での採用体制が構築されているか。 ② 採用部門として組織的に確立されているか。	40	A	B	C	D	E		
		イ ALTの採用基準	① 明確な採用基準があるか。 ② 応募者の強みを捉えられているか。 ③ 市のALT資格要件に関わる基準があるか。	50	A	B	C	D	E		
		ウ ALTの採用方法	① 採用までの適切な段階、手順が明確に示されているか。	30	A	B	C	D	E		
		エ ALTの雇用人数と実働人数及び経験年数が1年以上の人数	① ALTの稼働率は適正か。 ② 1年以上、未満の比率。（経験年数が長いALTが多い=人材確保の優秀性）	60	A	B	C	D	E		
	(2) 研修体制	ア ALTの研修に係る組織体制	① 研修部門として確立されているか。	40	A	B	C	D	E		
		イ ALTの研修期間、スケジュール	① 研修期間、内容がALTのステージに応じて用意されているか。 ② 各ALTの経験年数、能力、技術に対応した研修体制が整備されているか。	60	A	B	C	D	E		
		ウ ALTの研修内容	① 将来ビジョン、企業理念を共有する研修内容があるか。 ② 各ALTのステージに応じているか。 ③ 市のカリキュラムや取組に関する研修内容があるか。	60	A	B	C	D	E		

項目・説明			チェック項目	配点	評価					評価点
2 外国人英語指導助手（ALT）派遣評価	(3) 管理体制	ア ALTの労務管理体制（遅刻、セクシャルハラスメント、飲酒運転等の防止等）含む状況	① 労務管理体制が整備され、効果的に機能しているか。 ② 実例とりカバリーの実績。 ③ 市、学校への連絡体制	40	A	B	C	D	E	
		イ ALTの連絡体制及び労働衛生管理	① 事業者とALTとの連絡体制、労働衛生管理体制が明確か。 ② 携帯電話以外の連絡方法が用意されているか。 ③ 災害時の対応が明示され、ALTは理解しているか。	40	A	B	C	D	E	
		ウ ALTの勤務評価方法及び内容	① ALTを育成する評価方法、内容として機能しているか。 ② 評価や育成におけるPDCAあるいはOODA	40	A	B	C	D	E	
	(4) コーディネーター	ア 配置	① 牧之原市担当コーディネーターが設置されているか。	30	A	B	C	D	E	
		イ 業務内容、役割	① 市、学校へ訪問し、現場を把握する体制がとれているか。 ② 現場へのフィードバック、協働が明確化されているか。	40	A	B	C	D	E	
	(5) 業務の効果的な活用提案	ア 年間勤務日数、勤務時間、授業時間等について、ALTの効果的な活用について、事業者の考え方や具体的な内容	① ALTの活用について、効果が期待できる提案か。 ② 予算を踏まえているか。	70	A	B	C	D	E	
		イ 小学校外国語活動・中学校英語教育の授業におけるALTの活用提案	① 効果が期待できる提案となっているか。	90	A	B	C	D	E	
		ウ 授業以外でのALTの効果的な活用方法について、事業者の考え方や具体的な内容	① 児童生徒の英語によるコミュニケーション力の向上を目的とした授業外での提案があるか。	90	A	B	C	D	E	
	(6) 危機管理体制	ア 危機管理体制の整備状況	① 事業者としての体制、運用が具体化されているか。 ② 市、学校への連絡体制	40	A	B	C	D	E	
		イ 事故発生等のトラブルの対応体制	① 事業者としての体制や運用、対応が具体化されているか。 ② 市、学校への連絡体制	40	A	B	C	D	E	
		ウ 病気等により欠員が生じたときの対応及び中途のALT等の交替	① 事業者としての対応体制は整備されているか。 ② 市、学校が対応すべき事項があるか。	50	A	B	C	D	E	
記載欄	経営状況			60	A	B	C			
	見積書金額			130	A	B	C	D	E	
提案者名					(25項目)	1,300				